



つくばみらい市告示第67号

令和6年度つくばみらい市特別児童手当支給事業実施要綱を次のように定める。

令和6年5月7日

つくばみらい市長 小田川 浩



令和6年度つくばみらい市特別児童手当支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当等（児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）が所得上限限度額を超過したことにより、児童手当等の支給対象外となった児童を養育している者に対して、市独自の特別児童手当を支給することにより、次世代の社会を担う児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) つかばみらい市特別児童手当（以下「手当」という。） 前条の目的を達するために、つくばみらい市によって支給される市独自の手当をいう。
- (2) 支給対象者 第3条に規定する手当が支給される者をいう。
- (3) 所得上限限度額 児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第7条に規定する額をいう。
- (4) 一般支給対象者 支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員を除いた者であつて第3条第1項第1号に掲げる者をいう。
- (5) 公務員支給対象者 支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員であつて第3条第1項第2号に掲げる者をいう。
- (6) 養育者支給対象者 第3条第1項第3号に掲げる者をいう。
- (7) 児童 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学等の理由により日本国内に住所を有しない者をいう。

(支給対象者)

第3条 手当は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者に対して支給する。

- (1) 児童を養育し、かつ、これと生計を同じくするその父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）又は母で、令和4年6月分以降の児童手当を、所得上限限度額の超過

により受給できなくなった者。

(2) 前号に規定するほか、これまで法第17条第1項に規定する公務員として児童手当を受給しており、令和4年6月分以降の児童手当を、所得上限限度額の超過により受給できなくなった者。

(3) 父母に養育されず、又はこれと生計を同じくしない児童を養育し、かつ、その生計を維持する者。

(4) 前3号に準ずる状況にあるものとして、市長が認定した者。

2 前項第1号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である児童を養育し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって養育され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。ただし、生計中心者がつくばみらい市内（以下「市内」という）に住民票を有していない場合や別居監護等の理由により児童のみが市内に住所を有する場合は、手当の支給対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、住民基本台帳に記録されている外国人にあっては、同項の規定に該当する児童が国内に住所を有しないときは、手当は支給しない。

(手当の額)

第4条 手当は、月を単位として支給するものとし、児童1人につき月額5,000円とする。

(認定)

第5条 手当の支給対象者に該当する者（以下「受給資格者」という。）が、手当の支給を受けようとするときは、つくばみらい市特別児童手当認定請求書（様式第1号）（以下「認定請求書」という。）により認定の請求をし、市長の認定を受けなければならない。この場合において既に認定を受けた受給資格及び手当の額につき変更事由が生じた場合についても同様とする。また、手当の認定を受けられる者ものは、原則として父母等のうち、所得が高い生計中心者とする。

2 前項の認定請求書には、次の各号に掲げる書類を添えて、市長の認定を受けなければならない。

(1) 市外に住所を有する児童を養育する場合は、つくばみらい市特別児童手当別居監護申立書（様式第2号）に当該児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの）

(2) 児童が3年未満の留学により国内に住所を有していない場合は、つくばみらい市特別児童手当に係る海外留学に関する申立書（様式第3号）に留学先の学校の在学証明書及び留学前の日本国内での居住状況が分かる書類

(3) 児童を未成年後見人として養育している場合は、つくばみらい市特別児童手当の未成年後見人に係る申立書（様式第4号）に児童の戸籍抄本

(支給)

第6条 市長は、前条の認定をした受給資格者に対し、手当を支給する。

2 手当の支給は、認定を受けた者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 前項の規定にかかわらず、認定請求を行った時点で、既に手当の支給対象者に該当する場合には次に掲げるとおり遡って手当を受給することができる。

(1) 令和5年3月31日以前に手当の支給対象者に該当する場合 令和5年4月分以降の手当まで遡り手当を受給することができる。

(2) 令和5年4月1日以降に手当の支給対象者に該当する場合 支給対象者となった翌月分以降の手当まで遡り手当を受給することができる。

(額の改定)

第7条 手当の認定を受けた者（以下「受給者」という。）は、養育する児童数の増減等により、その額が変更されることとなるに至ったときは、速やかにつくばみらい市特別児童手当額改定認定請求書類改定届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により届出を提出することができない場合において、その時点で既に手当増額の支給要件を満たすときは、令和5年4月分の手当まで遡り手当を受給することができるものとする。

2 手当の支給を受けている者につき、その額が増額することとなるに至ったときにおける手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

(手当の消滅)

第8条 受給者は、支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかにつくばみらい市特別児童手当受給事由消滅届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、受給事由消滅届が提出されない場合において、市の有する公簿等により児童手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、受給者の受給資格を消滅させることができるものとする。

3 市長は、受給者が、児童手当の現況届の審査結果又は所得更正により、児童手当を受けることができるようになった場合、受給者の受給資格を消滅させることができるものとする。

4 市長は、児童手当の所得上限限度額が法改正により撤廃された場合は、受給者の受給資格を消滅させることができるものとする。

5 市長は、離婚協議中で配偶者と別居している場合は、つくばみらい市特別児童手当の受給資格に係る申立書（様式第7号）にその事実を確認できる書類（離婚協議申入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書及び調定不成立証明書など）を添えて届出を行うことにより、受給者の受給資格を消滅させ、児童と同居して養育を行う者が手当の認定請求を行うことができるものとする。ただし、新しく認定請求を行う者の所得が、児童手当の所得上限限度額を超過していない場合は、児童手当の認定請求を行うものとする。

(支給の制限)

第9条 手当は、受給者又は第5条の認定請求をしている受給資格者（以下「認定請求者」という。）が、正当な理由がなく第15条第2項の規定による指示に従わないと

き、又は同項の規定による質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

2 市長は、受給者又は認定請求者が、つくばみらい市税条例（平成18年3月27日、条例第41号）に基づき課税された市民税その他の市に対する納付金を滞納している場合には、手当の支給をしないことができる。

（支給の停止）

第10条 受給者が、正当な理由がなく第15条第1項の規定による届出をしないとき、又は必要な書類を提出しないとき若しくはその他市長が特に必要があると認めるときは、手当の支給を一時停止することができる。

（未支給の手当）

第11条 受給者又は認定請求者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき手当で、まだその者に支給していなかったものがある場合は、その未支給の手当の支給要件となっていた児童であった者に支給することができる。

（支払の調整）

第12条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給が行われたときは、その手当は、その後に支給すべき手当の内払とみなすことができる。手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであった部分についても同様とする。

（不正利得の返還）

第13条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者がいるときは、市長は受給額に相当する金額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

（受給権の保護）

第14条 手当の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供することができない。

（届出及び調査）

第15条 受給者は、受給資格に係る現況について変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格等に関する必要な書類の提出を指示し、これらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

（補則）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（失効）

2 この告示は、令和6年9月30日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

3 前項の規定にかかわらず、この告示の失効日以前に第5条又は第7条の規定により、認定又は額の改定を行った者に対する支給等その他の措置については、この告示の失効後もなお従前の例による。